

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令 概要

1. 改正の背景

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」において、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「大規模災害復興法」という。）第 2 条第 9 号に規定していた「特定大規模災害等」という用語の規定位置が同条第 2 号に移動することに伴い、同条第 2 号以下を引用している政令の規定について所要の整理を行う必要がある。

2. 改正の内容

（１）大規模災害からの復興に関する法律施行令第 1 条中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。（第 1 条関係）

（２）以下の政令の規定中「第 2 条第 9 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

（第 2 条関係）

- ・平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成 28 年政令第 218 号）本則
- ・令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第 143 号）本則
- ・令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和 2 年政令第 234 号）本則
- ・令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和 6 年政令第 14 号）本則

3. 施行期日

公布の日（令和 7 年 6 月 4 日）